

愛知県農業用ため池連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県農業用ため池連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）は、次に掲げることを目的として設置する。

- (1) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）」（以下「ため池管理保全法」という。）に基づき、特定農業用ため池の指定など農業用ため池の適正な管理保全に関する施策について、県、市町、土地改良事業団体連合会等の関係者が円滑に情報共有を行う。
- (2) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和2年10月1日施行）」に基づき、防災重点農業用ため池の指定、推進計画の策定及び変更、非常時の連絡体制の整備等について、県、市町、土地改良事業団体連合会等の関係者が円滑に情報共有を行う。

(内容)

第2条 連絡調整会議では、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、関係者間で意見交換を行う。

- (1) 防災重点農業用ため池及び特定農業用ため池の指定に関すること。
- (2) 「ため池管理保全法」に基づく各種手続きに関すること。
- (3) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に関すること。
- (4) 農業用ため池に係る各種データ管理に関すること。
- (5) 非常時における連絡体制等の構築に関すること。
- (6) その他適正な管理保全及び防災工事等の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は別表に掲げる構成員で構成し、議長は愛知県農林基盤局農地部農地計画課長が務める。

(会議の開催)

第4条 連絡調整会議の開催は議長が招集する。

(事務局)

第5条 連絡調整会議の事務局は、愛知県農林基盤局農地部農地計画課に置く。

(情報の公開)

第6条 事務局は連絡調整会議の了承を得て、会議の内容等を公表することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

付 則

- 1 この要綱は令和2年11月30日より施行する。
- 2 この要綱は令和4年1月26日より施行する。

- 3 この要綱は令和5年4月1日より施行する。
- 4 この要綱は令和6年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は令和7年4月1日より施行する。

別表 愛知県農業用ため池連絡調整会議の構成

所 属	職 名
愛 知 県	○農林基盤局 農地部 農地計画課長 尾張農林水産事務所 建設課長 尾張農林水産事務所 一宮支所 建設課長 知多農林水産事務所 建設課長 西三河農林水産事務所 建設課長 西三河農林水産事務所 幡豆農地整備出張所 建設課長 豊田加茂農林水産事務所 建設課長 新城設楽農林水産事務所 建設課長 東三河農林水産事務所 建設課長
名 古 屋 市	緑政土木局 河川部 河川管理課長
豊 橋 市	建設部 河川課長
岡 崎 市	経済振興部 農地整備課長
瀬 戸 市	都市整備部 維持管理課長
半 田 市	市民経済部 産業課長
春 日 井 市	建設部 河川排水課長
豊 川 市	産業環境部 農務課主幹
刈 谷 市	産業環境部 農政課長
豊 田 市	産業部 農地整備課長
西 尾 市	建設部 農地整備課長
蒲 郡 市	産業振興部 農林水産課長
犬 山 市	都市整備部 整備課長
常 滑 市	経済部 経済振興課長
小 牧 市	地域活性化営業部 農政課長
新 城 市	産業振興部 農業課参事
東 海 市	環境経済部 農務課長
大 府 市	産業振興部 農業振興課長
知 多 市	環境経済部 農業振興課長
尾 張 旭 市	都市整備部 公園農政課長
豊 明 市	経済建設部 土木課長
日 進 市	都市産業部 農政課長
田 原 市	農林水産部 農政課長
み よ し 市	市民経済部 産業振興課主幹
長 久 手 市	建設部 みどりの推進課長
東 郷 町	まち整備部 産業振興課長
阿 久 比 町	建設経済部 産業観光課長
東 浦 町	インフラ整備部 土木管理課長
南 知 多 町	建設経済部 建設課長
美 浜 町	産業建設部 建設課長
武 豊 町	生活経済部 産業課長

幸 田 町 設 楽 町 東 栄 町	環境経済部 産業振興課長 建設課長 建設課長
愛知県土地改良 事業団体連合会	事業部長

注：○印は議長